

平成 20 年 10 月 9 日

統計法施行規則案に対する意見募集

総務省は、統計法施行規則案を取りまとめました。

つきましては、当該規則案について、平成 20 年 10 月 10 日（金）から平成 20 年 11 月 10 日（月）までの間、意見を募集します。

1 意見募集の対象

今回、公表し、意見募集の対象とするのは、統計法施行規則案（規則案の概要：別紙 1 - 1、規則案：別紙 1 - 2）のうち、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定により意見公募手続の適用対象とされている条文（別紙 1 - 1 の 2 参照）のみとします。

なお、規則案については、末尾の連絡窓口において閲覧に供するとともに、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口（<http://www.e-gov.go.jp/index.html>）の「パブリックコメント」欄に掲載することとします。

2 意見募集要領

別紙 2 のとおりです。

3 今後の予定

皆様から寄せられた意見を踏まえ、速やかに公布し、平成 21 年 4 月 1 日に施行する予定です。

【連絡先】

総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計法制度改革担当室 上田、久住

電話：03 - 5273 - 2081（直通）

FAX：03 - 5273 - 1527

E-mail：s-kaikaku@stat.go.jp

平成 20 年 10 月
総 務 省

統計法施行規則案について（概要）

1 改正の趣旨

統計法の全部改正法（平成19年法律第53号。以下「新法」という。）の全面施行に伴い、新法及び統計法施行令（制定準備中）に規定された委任事項等を定めるため、統計法施行規則を制定します。

2 意見募集の対象とする条文案の概要

- （ 1 ）立入検査の際の身分証明書の様式を規定【第 5 条及び別記様式関係】
- （ 2 ）調査票情報の提供を受けられる者を規定【第 8 条関係】
- （ 3 ）調査票情報の提供を受けられる統計の作成等を規定【第 9 条関係】
- （ 4 ）委託による統計の作成等を行うことができる場合を規定【第10条関係】
- （ 5 ）委託による統計の作成等に係る申出手続等を規定【第11条～第13条関係】
- （ 6 ）委託による統計の作成等に係る利用結果の公表を規定【第14条関係】
- （ 7 ）匿名データの提供を行うことができる場合を規定【第15条関係】
- （ 8 ）匿名データの提供に関する上記（ 5 ）及び（ 6 ）の準用を規定【第16条関係】
- （ 9 ）本省令の施行期日を規定（附則第 1 条関係）
- （ 10 ）旧統計法施行令（昭和24年政令第130号）で定めていた実地調査証の様式の経過措置を規定（附則第 2 条関係）

3 施行期日

統計法の施行の日（平成 21 年 4 月 1 日）から施行します。

総務省令第 号

統計法施行規則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、統計法（以下「法」という。）及び統計法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（基本計画について国民の意見を反映させるために必要な措置）

第二条 総務大臣は、法第四条第四項の規定により同条第一項に規定する基本計画（以下この条において単に「基本計画」という。）の案を作成しようとするときは、あらかじめ、当該基本計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により一般に周知するものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（基幹統計調査の承認の申請書に記載すべき事項）

第三条 法第九条第二項第九号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査票情報の保存期間及び保存責任者

二 法第九条第二項第三号の報告を求める事項のうち、法第十五条第一項の規定による立入検査等の対象とすることができる事項

(基幹統計調査の承認の申請書に添付すべき書類)

第四条 法第九条第三項の総務省令で定める書類は、承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類とする。

(立入検査の証明書)

第五条 法第十五条第二項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(一般統計調査の承認の申請書に記載すべき事項等)

第六条 法第十九条第二項において準用する法第九条第二項第九号の総務省令で定める事項は、第三条第一号に掲げる事項とする。

2 法第十九条第二項において準用する法第九条第三項の総務省令で定める書類は、承認を受けようとする

一般統計調査の実施の必要性を明らかにした書類とする。

(総務大臣の承認を要しない一般統計調査の軽微な変更)

第七条 法第二十一条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法令の制定若しくは改廃又は統計基準の変更に伴い当然必要とされる形式的な変更

二 地域の名称の変更又は災害の発生に伴う調査対象の範囲の変更

三 被調査者の負担の軽減を図るために行う、報告を求めるために用いる方法又は報告を求める期間の変更

四 災害が発生した地域に係る報告を求める期間の変更

五 統計を利用しようとする者の利便を図るために行う、集計事項又は調査結果の公表の方法若しくは期日の変更

六 前各号に掲げる変更のほか、法第二十条各号に掲げる基準に適合しているかどうかについて改めて審査を行う必要がないもの

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第八条 法第三十三条第一号の総務省令で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第九条 法第三十三条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

一 行政機関等又は前条に規定する者(次号において「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

(委託による統計の作成等を行うことができる場合)

第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 統計又は統計的研究の結果（以下「統計等」という。）を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 当該統計等を用いて行つた学術研究の成果が公表されること。

二 高等教育の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 統計等を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 当該統計等を用いて行つた教育内容が公表されること。

（委託による統計の作成等に係る手続等）

第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の

規定により令に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下同じ。

（）に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

一 委託申出者（委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項及び次項において「法人等」という。）である場合にあつては、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所

二 委託申出者が法人等である場合にあつては、当該法人等の名称及び住所

三 代理人が申出を行う場合にあつては、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

四 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するため必要な事項

五 委託に係る統計の作成等の内容

六 統計等の利用目的

七 前各号に掲げるもののほか、前条各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他
総務大臣が告示で定める事項

2 委託申出者は、前項に規定する申出を行うときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等である場合にあつては、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に依つて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認め書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十三条 統計等の提供を受けた者は、当該統計等を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅

滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該統計等の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 統計等の提供を受けた者は、当該統計等を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計等の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない。

3 統計等の提供を受けた者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計等を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

（利用実績報告書の公表）

第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の利用実績報告書の提出を受けたときは、当該利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

（匿名データの提供を行うことができる場合）

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。

ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

ハ 匿名データを用いて行つた学術研究の成果が公表されること。

ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

二 高等教育の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。

ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ハ 匿名データを用いて行つた教育内容が公表されること。

(匿名データの提供に関する委託による統計の作成等に係る規定の準用)

第十六条 第十一条から第十四条までの規定は、法第三十六条の規定により匿名データを提供する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と、「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十一条の前の見出し</p>	<p>委託による統計の作成等</p>	<p>匿名データの提供</p>
<p>第十一条第一項各号列記以外の部分</p>	<p>法第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等（法第三十七条の規定により令に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下同じ。）</p>	<p>法第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等</p>

	<p>を委託しようとする者</p>	<p>を依頼しようとする者</p>
<p>第十一条第一 項第四号</p>	<p>統計の作成等 委託の申出</p>	<p>匿名データの提供 依頼の申出</p>
<p>第十一条第一 項第五号</p>	<p>統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項</p>	<p>匿名データの名称、年次その他当該匿名データを特定するために必要な事項</p>
<p>第十一条第一 項第六号</p>	<p>統計等</p>	<p>匿名データ</p>
<p>第十一条第一 項第七号</p>	<p>前各号</p>	<p>第十六条において準用する前各号</p>
<p>前条各号</p>	<p>前条各号</p>	<p>第十五条各号</p>

<p>第十一条第二 項各号列記以 外の部分</p>	<p>前項</p>	<p>第十六条において準用する前項</p>
<p>第十一条第三 項</p>	<p>第一項</p>	<p>第十六条において準用する第一項</p>
<p>第十二条第一 項</p>	<p>前条第一項 統計の作成等</p>	<p>第十六条において準用する前条第一項 匿名データの提供</p>
<p>第十二条第二 項</p>	<p>前項 統計の作成等の実施を求めるときは 当該通知を行った行政機関の長又は届出独 立行政法人等が当該統計の作成等に係る契 約を行うために必要と認める書類</p>	<p>第十六条において準用する前項 匿名データの提供の実施を求めるときは 当該通知を行った行政機関の長又は届出独 立行政法人等が定める匿名データの取扱い に関する事項（使用後にとるべき措置に関 する事項を含む。）を遵守する旨記載した</p>

	<p>第十二条第三項</p> <p>前項</p>	<p>書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が必要と認める書類</p> <p>第十六条において準用する前項</p>
<p>第十二条第一項及び第三項</p>	<p>統計等</p>	<p>匿名データ</p>
<p>第十二条第二項</p>	<p>統計等の提供を受けた者は、当該統計等を第十条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計等の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない</p>	<p>匿名データの提供を受けた者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする</p>

第十四条

前条第一項

第十六条において準用する前条第一項

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある令による改正前の統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）別記様式による証票は、この省令による改正後の統計法施行規則別記様式による証明書とみなす。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表統計報告調整法（昭和二十七年法律第四百四十八号）の項を削り、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）の項の次に次のように加える。

統計法（平成十九年法律号五十三号

第九条第二項及び第三項（第十九条第二項において準用する場合

）
を含む。）

別表届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和二十五年政令第五十八号）の項を削り、市町村の合併の特例等に関する法律施行令の項の次に次のように加える。

統計法施行令（平成二十年政令第 号）	第七条第二項及び第三項（第八条第二項において準用する場合を 含む。）
-----------------------	---------------------------------------

別表地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の項の次に次のように加える。

統計法施行規則（平成二十年総務省 令第 号）	第四条、第六条第二項
---------------------------	------------

意見公募要領

1 意見募集対象

今回、公表し、意見募集の対象とするのは、統計法施行規則案（規則案の概要：別紙 1 - 1、規則案：別紙 1 - 2）のうち、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定により意見公募手続の適用対象とされている条文（別紙 1 - 1 の 2 参照）のみとします。

2 資料入手方法

意見募集対象については、電子政府の総合窓口 [e - G o v] (<http://www.e-gov.go.jp>) 及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) に掲載するほか、総務省政策統括官（統計基準担当）付 統計法制度改革担当室にて閲覧に供します。

3 意見の提出方法

意見書に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：s-kaikaku@stat.go.jp

総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計法制度改革担当室 パブリックコメント担当あて

メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5 MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) F A X を利用する場合

F A X 番号：03 - 5 2 7 3 - 1 5 2 7

総務省総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計法制度改革担当室 パブリックコメント担当あて

統計法制度改革担当室の担当職員に電話連絡の後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 郵送する場合

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

総務省政策統括官(統計基準担当)付

統計法制度改革担当室 パブリックコメント担当あて

併せて、意見の内容を保存した磁気ディスク等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスク等の条件は以下のとおりです。

磁気ディスク等：フロッピーディスク(3.5 インチ、2HD)又はコンパクトディスク

フォーマット形式：フロッピーディスクの場合、1.44MBのMS-DOSフォーマット。コンパクトディスクの場合、CD-R形式であってWindowsファイルシステムに対応したもの

ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社WORDファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)

磁気ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気ディスク等については、返却できませんのであらかじめご了承ください。

4 提出期限

平成20年11月10日(月)午後5時(必着)(郵送についても、募集期間内の必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出いただいた意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省政策統括官(統計基準担当)付 統計法制度改革担当室にて配布します。

ご記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6 問合せ先

総務省政策統括官(統計基準担当)付

統計法制度改革担当室 パブリックコメント担当

(直通 03-5273-2081)

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計法制度改革担当室 へ

郵便番号
（ふりがな）
住所
（ふりがな）
氏名（注1）
電話番号
電子メールアドレス

統計法施行規則案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。